



114  
A1730

小使閣下

大正十一年四月  
深侯爵郵寄贈

昨十日土の阪之全書の書中にて約説せし如  
く新貨幣鑄造し給ふに於て多額の金を用  
ひ給ふに即ち此の巨細書を對して閣下御  
の古を閣下御の十の百の十の百の十の百の  
に於て餘の金を用ひ給ふに於て多額の金を  
用ひ給ふに即ち此の巨細書を對して閣下御  
の古を閣下御の十の百の十の百の十の百の  
に於て餘の金を用ひ給ふに於て多額の金を

民部  
首









めし銀貨の中 得るありしは 校正し 差を 取  
りしものより 條約に 公理を 據り 金貨を 出  
するとも 金貨を 出さずとも 條約を 守るとも 均し 且 公  
正に 決断し 出さざる 閣下 自ら 公に 公平に 極  
る 思ふ 處に 任す

千九百十六年 新定約書 第六條に 他国の中  
外に 銀貨を 日本銀貨と 引換 せしむる 條に 他  
に 係るるを 閣下 内外 貿易に 係るるを 際せしむる

斗に 且 外國 貨幣を 押金其實貨を以て として 出

す日本銀貨 ありしを 押金 として 出さるるを 許さ

す 約の中 中 述べし 條に 是法を 守り 實に

是法を 守り 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

今 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

今 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

今 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下

今 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下 閣下











昔より其の神意あり目其の若くは其の古  
を其の再の故より其のありたるを其の布告し其の之カ法  
を其の故より其の用と爲し其の思ひなり

送部寮の宛に封印し其の算計を其の古より其の都

令其の事なり之を其の送部寮に送るべき事なり其の

なり其の素封印を其の送部寮に送るべき事なり其の

其の送部寮に送るべき事なり其の送部寮に送るべき事なり

其の送部寮に送るべき事なり其の送部寮に送るべき事なり

先づ其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の

書其の事なり其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の

其の事なり其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の

金し其の事なり其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の

ハ其の事なり其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の

らく其の事なり其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の

其の事なり其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の

深く其の事なり其の引取たる事なり其の既去其の事なり其の







新貨幣鑄造表

銀貨は香港造幣局より發行せしものごとく均し

銀貨

一ドル	量目四百六十粒レニトラス	幣十金ノ九
一五セント	量目二百八十粒レニトラス	幣十金ノ八
一十セント	量目二百粒レニトラス	左
一五セント	量目二百粒レニトラス	左



下らんをく原位としをく本位に空幣と云ふを不  
 二小空幣と云ふ百倍に準る即ち五中セロハ五中一  
 即ち十セロハ十中五セロハ五中と云ふなり  
 一ドル即ち原位に満る各種の銀一ダレ一ン半に差  
 あらざるをいし即ち一ダレ一ニ銀四百十四ダレ一ニ半に下る  
 又四百十七ダレ一ニ半より上りたるをいふ百圓位と云ふ  
 即ち一分をいふ各種千分の二即ち千分の八百七十八を半  
 とす一空幣を千分九百〇二と云ふ用をいふ

金

此則金を多量に用ひたるは鑄造と云ふ、銀がた泥  
 画師名より准元一もその佛字書と云ふは定  
 めて用ひたるなり一墨製新哥と云ふは以て差異  
 に別なちのちなり一胡るかこはんに墨製新哥と云  
 たり價よりさるものなり  
 右に好小銀空幣のハポントローをいふ、是を自ら定めの  
 各種に差ハ一ポントロー二十四ダレ一に前住なり也



合ニ差ハ十分ノ二分ナリ

銅貨部

銅貨ニ種を製スルシ

一百分ノ一

一五百

一千

銅貨ハポンドを以テる自國を以テ各種一ポンドヲ以テ  
四ゲレニ差後ニ差アリ銅貨ハ恒合を堅クナキん

五銀亦舊ニ高を以テ純輝ニ銅を以テ鑄造ナリ

種々トシテ巨細ハ倍々知ルルモノ是ハ可成ナリ

香港錢ニ似ルモノを製シ但ニ中央ニ圓穴を明ク

サレ而シ

銅錢ニトシテ刻有ニ準テ凡

金貨部

金貨ハ三種を製スル

一十圓

量目四百八十グレニ差恒合十分ノ九



一五圓

壹百二十四

全

一二圓半

全 六十二

此貨真幣目方之義多銀之不足價廉之目一恒倉之義八千  
分之二金貨之其十倍之銀之每

一十圓ハ 百圓ニ對

一五圓ハ 五圓ニ對

一二圓半ハ 二十五圓ニ對